

# 中小企業信用保険法第2条第5項【第8号】の規定による認定申請のご案内

RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者を支援するための措置

## ★利用できる方

- (1) 調布市内に本店（営業の本拠）があること
  - ※法人⇒本店登記所在地が調布市内にあること ※個人⇒主たる事業所が調布市にあること
- (2) 信用保証協会が指定する保証対象業種を営んでいること
- (3) 中小企業者で下記の要件すべてに該当すること
  - ① 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少していること
  - ② 適切な事業再生計画を作成していること
  - ③ RCC（整理回収機構）に対する債務について返済条件の変更を受けていること

## ★申し込みに必要なもの

法 人		個 人	
1	印鑑（法人の実印）	1	印鑑（事業主の実印）
2	認定申請書 2種類	2	認定申請書 2種類
3	RCC（整理回収機構）に貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書）	3	RCC（整理回収機構）に貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書）
4	直近の金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの	4	直近の金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの
5	上記4の前年同日の金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの	5	前年同日のすべての金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの
6	事業再生の目標、今後の合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画書（様式自由）	6	事業再生の目標、今後の合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画書（様式自由）
7	金融機関による貸付債務の譲渡時の借入に係る約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた整理回収機構との約定書	7	金融機関による貸付債務の譲渡時の借入に係る約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた整理回収機構との約定書
8	直近の確定申告書（別表1）のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの	8	直近の確定申告書のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの
9	決算報告書のコピー	9	青色申告決算書・収支内訳書のコピー
10	登記簿謄本履歴事項全部証明書のコピー ※最近3ヶ月以内に発行されたもの	10	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ
11	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ	11	

## ★提出先

調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3階  
生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター  
☎042-443-1217

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 (R元. 10. 25)